

2025 年 10 月 7 日

子育てグリーン住宅支援事業事務局

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【別紙③：新築賃貸用】 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業の共同事業実施規約【別紙③：新築賃貸用】を 2025 年 10 月 7 日付で改定します。

改定内容は以下の通りです。

(赤字部分が改定箇所)

改定後 (2025 年 10 月 7 日付)	現行
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙③：新築賃貸用】 別紙③ 2/2	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙③：新築賃貸用】 別紙③ 2/2
第 1 条～第 3 条 (略)	第 1 条～第 3 条 (略)
第 4 条 (本補助金の支払と還元) 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の ①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行 うことで交付される。 ① 令和 7 年度末 (補助事業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るもので ある場合は、令和 8 年 4 月末) ② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する 支払日	第 4 条 (本補助金の支払と還元) 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の ①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行 うことで交付される。 ① 令和 7 年度末 ② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する 支払日
第 2 項～第 4 項 (略)	第 2 項～第 4 項 (略)
5 甲は、第 1 項の補助金支払日又は最終支払日 (令和 8 年 3 月 31 日。補助事 業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るものである場合は、令和 8 年 4 月 30 日) までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければ ならない。第 1 項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事	5 甲は、第 1 項の補助金支払日又は令和 8 年 3 月 31 日 (以下、「最終支払日」 という。) までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなけ ればならない。第 1 項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらな い事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補

由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。 第5条～第7条（略） 令和7年6月制定 令和7年10月改定	助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。 第5条～第7条（略） 令和7年6月制定 (新設)
--	--